

神 埼 市 人 口 ビ ジ ョ ン ・ 総 合 戦 略
神 埼 市 総 合 戦 略



平 成 2 7 年 1 0 月
神 埼 市

目 次

I. 基本的な考え方	1
1. 神崎市総合戦略の位置付け	1
2. 人口減少と地域経済縮小の克服	2
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	2
4. 神崎市における「まち・ひと・しごと創生」	3
5. 神崎市総合戦略の対象期間	4
II. 施策の企画・実行に当たっての基本方針	5
1. 関係者・地域間の連携推進	5
2. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則	6
3. PDCAサイクルによる検証・改善	6
III. 基本目標及び基本的方向	7
基本目標1 魅力ある産業・職場づくりのまち神崎	7
基本目標2 人と歴史がおりなすまち神崎	8
基本目標3 子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち神崎	9
基本目標4 人や地域が絆で繋がるまち神崎	10
IV. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	11
基本目標1 魅力ある産業・職場づくりのまち神崎	11
1. 起業家への支援や新規企業の誘致、地元企業の育成支援や経営基盤の強化	11
2. 産学官連携による機能性商品の開発	12
3. 若者（大卒者）の地元定着及び雇用の創出・拡大	12
4. 神崎市の魅力や知名度向上の促進	13
5. 競争力のある農産物づくりや6次産業化の推進、中山間地域の活性化	13
基本目標2 人と歴史がおりなすまち神崎	15
1. 移住・定住の推進	15
2. 地域資源等を活かした交流人口の拡大	15
3. 企業の地方拠点強化、企業等における地元採用・就労の拡大	16
4. 国際交流の推進	17
5. スポーツイベントを通じた交流人口の推進	17
基本目標3 子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち神崎	19
1. 若い世代の出会いの場の創出	19
2. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	19
3. 地域に愛着と誇りを育む教育や食育の推進	21
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	21
5. 若い世代の経済的自立や学卒者の地元就業への支援	22
基本目標4 人や地域が絆で繋がるまち神崎	24
1. 地域公共交通の充実	24
2. 市民協働とふるさとづくりの推進	25
3. 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	26
4. 県内大学等の知的財産や人材を活用した地域活性化の推進	26
5. 一人ひとりが健康づくりの担い手となる取組みの推進	27
6. 高齢者等が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	28
7. 高齢者が活躍できるまちづくりの推進	29
8. 住民が地域防災の担い手となる環境の確保	29

I. 基本的な考え方

1. 神崎市総合戦略の位置付け

国では、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、2014(平成 26)年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」(以下、「法」という。)が施行された。

また、2014(平成 26)年 12 月 27 日には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5ヶ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

本市においても、「まち・ひと・しごと創生(※)」については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、その実現に向け効果的な施策を企画立案するうえで、重要な基礎となる本市の人口の現状と将来見通しを示した「神崎市人口ビジョン」を2015(平成 27)年9月に策定したところである。

「神崎市総合戦略」は、法第 10 条に基づき、「神崎市人口ビジョン」を踏まえ、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、更には「まち・ひと・しごと創生」と好循環の確立に向けて、今後5ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた基本的な計画として位置づけるものとする。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

本市の人口は、「神崎市人口ビジョン」でも示すとおり、戦後 1947(昭和 22)年の 41,248 人をピークとして、現在は減少傾向にあり、2013(平成 25)年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によると、2060(平成 72)年には 20,722 人まで減少すると推計されている。

また、1995(平成7)年を境に「年少人口」(0~14 歳)を「老年人口」(65 歳以上)が上回り、「生産年齢人口」(15 歳~64 歳)は、2000(平成 12)年から減少を続けている。

こうした人口減少は、地域経済に対して、消費市場の規模縮小だけではなく、働き手の不足を生み出し、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も生じてくる。

このように、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高い。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、「神崎市人口ビジョン」に掲げた本市の目指すべき将来の方向に向かって、人口、経済、地域社会の課題に対して、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参画・協力を得ながら、一体的に取り組んでいくことが重要である。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、本市で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル(悪循環の連鎖)に歯止めをかけ、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むという好循環を確立する取り組みである。

これにより、本市への新たな人の流れを生み出し、好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことで、人々が快適で安全・安心な生活を営み、安心して子どもを産み育てられ、安定した生活が送れる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

4. 神崎市における「まち・ひと・しごと創生」

(1) 「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた基本目標

本市のまちづくりは、2008(平成 20)年3月に策定した「神崎市総合計画」が 2013(平成 25)年3月に後期を迎え、新たなまちづくりの展開に向けた基本的な施策やその方向性を示した「神崎市総合計画後期基本計画」を策定し、本市の目指すべき将来像である「自然と歴史と人が輝く未来都市」の実現に向け鋭意努力しているところである。

このような中、「神崎市総合戦略」は、2015(平成 27)年9月に策定した「神崎市人口ビジョン」を踏まえて、本市における「まち・ひと・しごと創生」の実現に向け、次の4つの柱を基本目標と定め、この柱に沿って具体的な施策に取り組んでいく。

基本目標 1

I. 魅力ある産業・職場づくりのまち神崎

～本市における安定した雇用を創出する～

基本目標 2

II. 人と歴史がおりなすまち神崎

～本市への新しいひとの流れをつくる～

基本目標 3

III. 子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち神崎

～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

基本目標 4

IV. 人や地域が絆で繋がるまち神崎

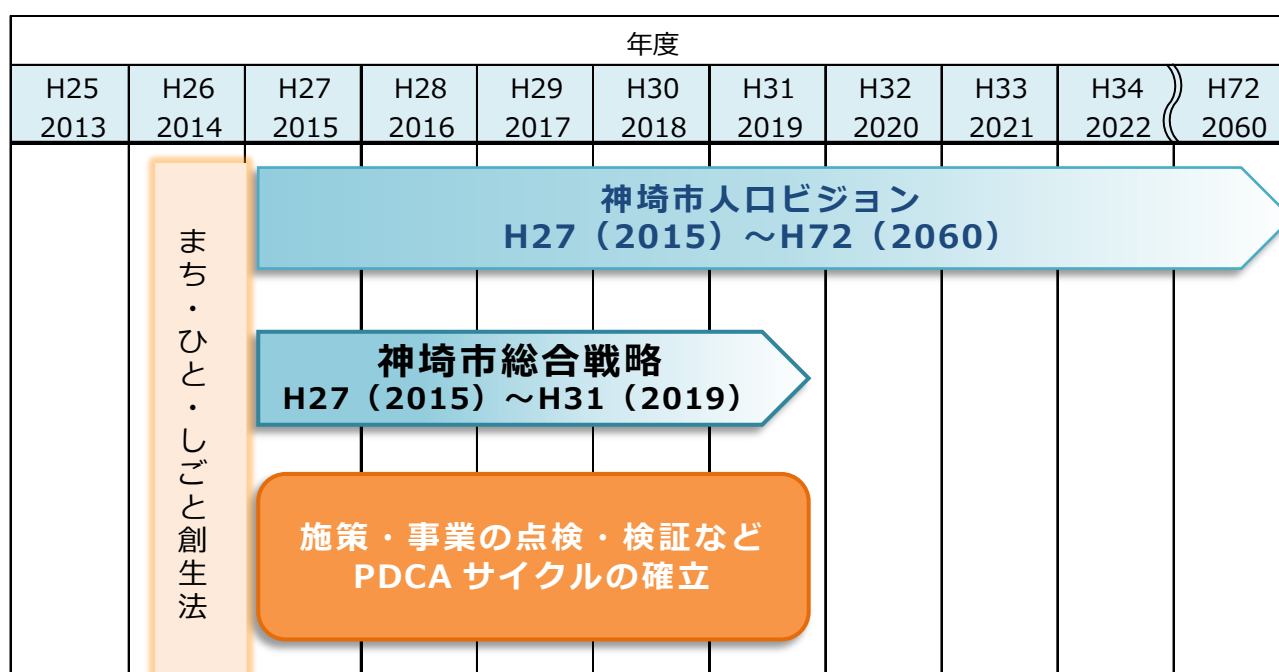
～時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する～

(2) 「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた関係機関との連携

「まち・ひと・しごと創生」に向けた施策の実施にあたっては、様々な主体の参画・協力が重要であることから、住民をはじめ、産業界・国、佐賀県や県内市町の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアなど広く関係者と連携を図り、取り組んでいく。

5. 神崎市総合戦略の対象期間

「神崎市総合戦略」の対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略(※)」の期間を基本とし、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5年間とする。



※佐賀県まち・ひと・しごと総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、「佐賀県における人口の将来推計(佐賀県人口ビジョン)」において示された佐賀県の人口の現状と将来見通しを踏まえ、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた佐賀県における、まち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画として策定されたもの

目指すべき将来の方向として、以下の4つを基本目標として掲げられている

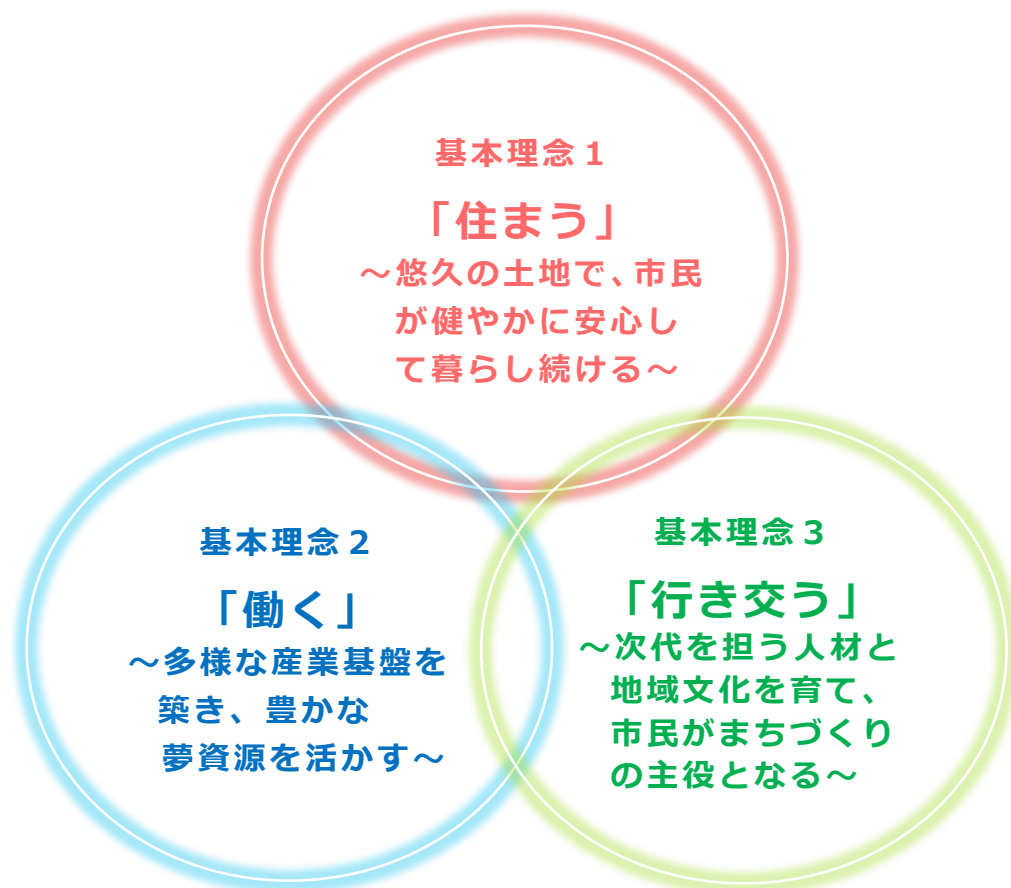
- ・ひとづくり・ものづくり佐賀～安定した雇用を創出する～
- ・本物を磨き、人が集う佐賀～本県への新しいひとの流れをつくる～
- ・子育てし大県佐賀～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～
- ・自発の地域づくり佐賀～時代と向き合う地域をつくる～

Ⅱ．施策の企画・実行に当たっての基本方針

1．関係者・地域間の連携推進

「まち・ひと・しごと創生」は、「神崎市総合計画」で定める次の3つの神崎市まちづくりの基本理念を尊重しながら行い、「神崎市総合戦略」の展開に当たっては、広く関係者とともに考え、協力して行動する「連携」の推進を目指す。

また、国及び佐賀県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめ地域間の広域連携を積極的に進めるとともに、特に「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と十分な「連携」を継続的にとりながら、「神崎市総合戦略」の取り組みを推進する。



2. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げられた次の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づき、関連する施策を展開する。

(1) 自立性（自立を支援する施策）

市民や民間事業者等の自立に資するようなものとする。

(2) 将来性（夢を持つ前向きな施策）

地域が主体となり行う、夢を持つ前向きな取り組みに対する支援に重点をおく。

(3) 地域性（地域の実情等を踏まえた施策）

地域の実情や将来性を十分に踏まえ、持続可能なものとする。

(4) 直接性（直接の支援効果のある施策）

限られた財源や期間の中で、最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの移転・創出を図り、これを支えるまちづくりを直接的に支援する。

(5) 結果重視（結果を追求する施策）

プロセスよりも結果を重視し、目指すべき成果が具体的に想定され、検証等がなされるものとする。

3. PDCAサイクルによる検証・改善

「神崎市総合戦略」は、時代のニーズを捉えながら積極的な施策の展開を図るため、「PDCAサイクル(※)」の実現により検証し、必要に応じてこれを改善しながら、より効果的な施策へと展開していくものとする。

なお、検証体制としては、「神崎市総合戦略推進委員会」の活用を基本とする。

※PDCA サイクル: Plan-Do-Check-Action の略称

Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Plan-Do として効果的な神崎市総合戦略の策定・実施、Check として神崎市総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや神崎市総合戦略の改訂を行う。

Ⅲ. 基本目標及び基本的方向

基本目標 1

魅力ある産業・職場づくりのまち神埼 ～本市における安定した雇用を創出する～

【目標設定の背景】

- 本市の人口は、2007(平成19)年度以降から社会減の傾向となっており、これを年齢階級別に転入・転出の動向をみると、10歳代後半から20歳代で大幅な転出超過となっている一方、30歳以上では転入超過の傾向にある。
- 転出超過の主な要因としては、15歳以上の就業者の約6割が市外への就業となっていることから、就職に伴うものが考えられる。
- 若者の転出超過が続くこととなれば、出産を担う世代の減少により、人口の自然減が更に拡大することも懸念される。
- 若者の市外流出を抑制し、市内への移住を推進するためには、本市における安定した雇用を創出する必要がある。

【数値目標】

目標指数	基準値	目標値 (5年間累計)
新規雇用創出者数	—	100人

【基本的方向】

- ① 地震が少なく交通利便性の高い本市の特徴を活かした企業誘致を進め、雇用の創出を図るとともに、地元企業の発展を支援する。
- ② 地域経済の活性化には、創業による新たなビジネスや雇用の創造を促進し、経済の新陳代謝を図る取り組みや市内中小企業の付加価値の創造や生産性に高い産業構造への転換など、新たな事業分野への挑戦も必要であることから、起業者や中小企業の新分野への展開などを支援する。
- ③ 県内大学、地元企業、地域の公設試験研究機関が連携した共同研究等を通じ、学生が地元企業との活動に積極的に参加する仕組みを作ることによって、学生の地元企業への就職意欲を喚起し、地元定着の促進を支援する。
- ④ 地域の特性を活かした農林水産業の振興を図るため、競争力のある地域特産物づくりとブランド力の強化、担い手の確保を推進する。
- ⑤ 本市の豊かな自然、歴史・文化資産を活かした観光地としての魅力を更に磨き、交流人口の拡大によって、地域及び経済の活性化を図る。
- ⑥ 中山間地域の特産品である柿や椎茸などを活かして、雇用の拡大を図るための体制づくりを推進する。

【目標設定の背景】

- 内閣官房の調査によれば東京在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用という調査結果がある。
- こうした潜在的な移住希望者について、＜基本目標1＞で定める魅力ある産業・職場づくりの実現に向けた取り組みと併せ、転入者の移住を促進する取り組みにより、本市への移住・定住に結びつけることができれば、地域に新しい活力を生み出すことができる。
- 本市では、特に10歳代後半から20歳代の若い世代で大幅な転出超過となっており、進学や就職、女性の結婚に伴う転出の影響が考えられる。
- 若い世代の転出に歯止めをかけ、転入者を増加させることで、人口移動による社会減を抑制し、地域経済の縮小を抑え、地域に新しい活力を生み出すために、本市への新しいひとの流れをつくる必要がある。

【数値目標】

目標指数	基準値 (平成26年)	目標値 (平成31年)
人口の社会減 (転出超過)の縮小	303人減少	202人減少

【基本的方向】

- ① 定住・移住や子育て支援などに関する事業の展開を通じて、様々な情報発信を行い、市外からの移住を促進する。
- ② 本市に関心を持ってもらい、更には来ていただくなど、新しいひとの流れに繋がるようなきっかけづくりを推進する。
- ③ 就職を契機とした若者の転出を抑制するとともに、若者を中心としたU・I・Jターン(※)を促進するため、県内大学や地元企業、県などと連携し、市内における雇用の受け皿づくりの環境整備を推進する。
- ④ 本市が有する豊富な自然や歴史的・文化的資産などの魅力を活かした事業の展開を通じて、交流人口を拡大させる。
- ⑤ 中山間地域の特産品である柿や椎茸などを活かして、雇用の拡大を図るための体制づくりを推進することにより、都会からのひとの移住を促進し、中山間地域の活性化を図って、魅力ある地域を創生する。
- ⑥ スポーツイベントを通じて、交流人口を促進するとともに、本市の情報を発信し、地域ぐるみのおもてなしにより、地域の賑わいや活性化を図る。

※U・I・Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは、生まれ育った出身地に戻る動き、Iターンは生まれ育った出身地以外の地方へ移住する動き、Jターンは生まれ育った出身地の近くの地方都市に移住する動きのこと

【目標設定の背景】

- 出生動向基本調査によれば、独身女性の約9割は結婚の意思を持ち、希望子ども数も2人以上となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れに歯止めをかけることができる。
- 2008(平成20)年から2012(平成24)年でのベイズ推計値による本市の合計特殊出生率は、1.56であり、全国平均の1.39を上回っているものの、佐賀県平均の1.61を下回っており、人口規模が長期的に維持される水準(人口置換水準)の2.07を0.51ポイント下回っている状況にある。
- 人口減少を克服するためには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の増加、出生率の向上を図る必要がある。
- 出会いから結婚まで、妊娠・出産、子育ての各段階に応じて、必要な支援などに取り組んでいく必要がある。

【数値目標】

目標指数	基準値 (平成20年～24年)	目標値 (平成31年)
合計特殊出生率 (ベイズ推計値)	1.56	1.72

【基本的方向】

- ① 結婚や出産など若い世代の希望をかなえるとともに、多様化するニーズに応じた事業の展開を通じて、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進する。
- ② 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス(※))の実現など、子育てに余裕を生む環境づくりを推進する。
- ③ 労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を支援し、地域の活力を維持していくため、若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進する。

※ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと

人や地域が絆で繋がるまち神埼

～時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する～

【目標設定の背景】

- 「しごと」と「ひと」の好循環は、それを支える「まち」の活性化によって、より強固に支えられる。
- 本市の総人口の将来見通しは、2010(平成22)年比で2040(平成52)年に15%減、2060(平成72)年に同24%減となる推計であり、全国の人口推計(2010年比で2060年に32%減)や佐賀県の人口推計(2010年比で2060年に36%減)よりも遅いペースで人口減少が進んでいく見込みである。
- 地域課題はそれぞれであり、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、それぞれの課題を地域で解決していく観点が必要である。
- 人口減少社会に対応した地域社会の活力を維持するために、時代に向き合う地域をつくる必要がある。

【数値目標】

目標指数	基準値	目標値 (5年間累計)
まちづくり市民 活動支援団体数	—	50 団体
歴史まちづくり 登録遺産数	—	50 件

【基本的方向】

- ① 多様なネットワークによる交流を通じて、人や地域が輝くまちづくりを推進するとともに、自然と歴史に満ちた神埼の魅力を学び、地域に誇りと愛着を持つ人材が活躍する社会づくりを推進する。
- ② 人口減少等を踏まえた既存ストック(※)のマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る。
- ③ 地域の地(知)の拠点としての西九州大学や佐賀大学等と連携し、地域課題の解決や地域の活性化への取組みを促進する。
- ④ 早世予防と働き盛り世代からの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図る。
- ⑤ 地域をつないで、全ての世代を対象に正しい食生活の定着を図る。
- ⑥ 高齢者の健康寿命を延ばし、高齢者の社会参加を推進することにより、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る。
- ⑦ 高齢化が進む中で、地震・風水害など様々な災害に対して、地域コミュニティによる対応を推進するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や、災害対応・防災におけるICT(※)の利活用の促進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する。

※既存ストック

これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の施設のこと

※ICT

情報通信技術のこと

IV. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

基本目標 1 魅力ある産業・職場づくりのまち神埼 ～本市における安定した雇用を創出する～

1. 起業者への支援や新規企業の誘致、地元企業の育成支援や経営基盤の強化

<取組方針>

若い世代の雇用の受け皿を確保するため、起業者の支援や新規企業の誘致に取り組む。

商工観光課
農政水産課
政策推進室

地域産業の競争力向上による雇用促進に取り組む。

商工観光課
農政水産課
政策推進室

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○起業者への支援や新規企業の誘致に向けた奨励	(商工観光課) (農政水産課) (政策推進室)
○地元企業の自社製品の宣伝及び販路拡大の支援や企業への出展支援	(商工観光課)
○地域産業の新商品開発と販路拡大及びイベント開催等の支援	(商工観光課) (農政水産課) (政策推進室)
○商工会と連携した販路拡大の推進	(商工観光課)
○金融機関が実施する中小企業のビジネスマッチング支援やコンサルティングの活用	(商工観光課)

2. 産学官連携による機能性商品の開発

<取組方針>

地域産業の市場ニーズに見合った商品開発や情報発信、イベント開催などを支援することにより、地域産品の販路開拓を後押しする。

商工観光課
農政水産課
政策推進室

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○地域産業の新商品開発と販路拡大及びイベント開催等の支援 【再掲】	(商工観光課) (農政水産課) (政策推進室)
○和菱など地域資源を活用した産学官連携(※)による機能性商品の開発	(農政水産課) (商工観光課) (政策推進室)
○知的財産の活用促進	(政策推進室)

3. 若者（大卒者）の地元定着及び雇用の創出・拡大

<取組方針>

若者(大卒者)の地元定着を促進するため、佐賀大学などの県内大学と連携し、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

企画室
商工観光課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○県内大学における地域の雇用ニーズに対応した教育プログラム改革の支援	(企画室)
○産学官連携の推進による大卒者の地元定着に向けた仕組みづくりの創出及び支援	(企画室) (商工観光課)

※産学官連携

民間企業などの産業界、教育・研究機関などの学校、行政の官公庁による連携体制を表わす

4. 神埼市の魅力や知名度向上の促進

<取組方針>

魅力ある観光地域づくりと情報発信により観光産業の振興を図る。	歴史文化推進室 商工観光課 企画室 社会教育課
--------------------------------	----------------------------------

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○多様なニーズに対応する歴史・文化的な観光資産の情報発信	(歴史文化推進室) (社会教育課)
○デジタルミュージアム「神埼@NAVI」(※)など情報発信ツールの充実と活用促進	(歴史文化推進室)
○国内外セールスプロモーションなどによる観光客誘致に向けた宣伝活動の実施	(商工観光課)
○観光案内の多言語化や観光宣伝ツールの充実、観光ガイドの育成	(商工観光課)
○観光資源を活用した首都圏や外国からの観光客誘致の促進	(商工観光課) (企画室)

5. 競争力のある農産物づくりや6次産業化の推進、中山間地域の活性化

<取組方針>

1次産業の将来を踏まえ、地域の特性を活かすため、新たな地域資源を洗い出し、その資源を活かした新たな取り組みを支援する。	農政水産課 政策推進室
1次産業等の6次産業化(※)の推進や農商工連携等を支援する。	農政水産課 政策推進室
農業における意欲的な担い手を継続的かつ安定的に確保するため、就農啓発活動を通じて、新規就農者の確保・育成を図る。	農政水産課
中山間地域の魅力を広く情報発信するとともに、特産品の生産、加工などによる雇用の場の創出に向けた体制づくりへの支援などに取り組む。	農政水産課 林業課

※6次産業化

農畜産物、水産物の生産(1次産業)から、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも生産者が主体的かつ総合的に関わることによって、農林水産業の所得向上と新たなブランドの創出など、地域活性化を図ること

※「かんざき@NAVI」

神埼市の地域資源の情報写真などが閲覧できるインターネット上の博物館のこと
ホームページアドレス:<http://www.kanzaki-museum.com/>

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○地域の特性を活かした特産物の開発や生産に対する取り組みへの支援	(農政水産課) (政策推進室)
○6次産業化の推進や農商工連携等の支援	(農政水産課) (政策推進室)
○金融機関が設立する「6次産業化応援ファンド」の活用推進	(農政水産課)
○近隣自治体と広域的に連携し、農業団体が行う新規就農者確保対策検討委員会やアグリチャレンジ相談会などの支援	(農政水産課)
○中山間地域の特色を活かした雇用を促進するための体制づくりの支援	(農政水産課) (林業課)

<重要業績評価指標 (KPI) > (※)

項目	指標名	基準値	KPI
◇起業家への支援や新規企業の誘致	◎新規企業の誘致による雇用創出数	9人 (平成26年度)	10人/年
◇地元企業の育成支援や経営基盤の強化	◎地元企業の販路拡大等のための出展支援企業数	4企業 (平成26年度)	5企業/年
	◎地域産業の新商品開発や販路開拓支援による商品化件数	1件 (平成26年度)	2件/年
◇産学官連携による機能性商品の開発	◎和菱などの地域資源を活用した商品の開発件数	—	1件/年
◇若者(大卒者)の地元定着及び雇用の創出・拡大	◎県内大学との協働による地元定着の向上を図ることによる地元就職率	平成26年度の調査結果を基準	平成31年までに10%UP (平成26年度比)
◇神埼市の魅力や認知度向上の促進	◎観光案内の充実、国内外へのプロモーションによる神埼市の認知度率	平成27年度の認知度調査を基準	平成31年までに10%UP
◇競争力のある農産物づくりや6次産業化の推進	◎地域の特産物を活用した6次産業化の推進支援団体数	—	1団体/年
◇中山間地域の活性化	◎中山間地域の特色を活かした雇用体制づくりを行う受入支援団体数	—	1団体/年

※重要業績評価指標(KPI):Key Performance indicators の略
政策ごとの達成すべき成果の目標

基本目標 2

人と歴史がおりなすまち神埼

～本市への新しいひとの流れをつくる～

1. 移住・定住の推進

<取組方針>

空き家や空き地の有効利用活用などにより、市内への定住を促進し、地域の活性化を図るための施策に取り組む。

企 画 室

住み続けたいまちを目指して、実施する定住・移住や子育て支援などを広く宣伝し、社会増減の抑制を図るための広報活動に取り組む。

企 画 室

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○不動産業者との連携による空き家・空き地情報登録制度（空き家・空き地バンク制度）の活用促進と定住・移住の奨励	（ 企 画 室 ）
○定住を目的とした住宅取得の奨励	（ 企 画 室 ）
○首都圏や都市圏などにおける定住・移住に関する情報提供の促進	（ 企 画 室 ）
○不動産業者との連携による空き物件の紹介	（ 企 画 室 ）

2. 地域資源等を活かした交流人口の拡大

<取組方針>

首都圏や都市圏において、本市に関心を持ってもらうため、プロモーション活動に取り組む。

企 画 室

魅力ある観光地域づくりと情報発信により交流人口の増加と地域の活性化を図る。 【再掲】

歴史文化推進室
商工観光課
企 画 室
社会教育課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○首都圏や都市圏を中心としたプロモーション活動の実施	(企画室)
○多様なニーズに対応する歴史・文化的な観光資産の情報発信 【再掲】	(歴史文化推進室) (社会教育課)
○デジタルミュージアム「かんざき@NAVI」など情報発信ツールの充実と活用促進 【再掲】	(歴史文化推進室)
○国内外セールスプロモーションなどによる観光客誘致に向けた宣伝活動の実施 【再掲】	(商工観光課)
○観光案内の多言語化や観光宣伝ツールの充実、観光ガイドの育成 【再掲】	(商工観光課)
○観光資源を活用した首都圏や外国からの観光客誘致の促進 【再掲】	(商工観光課) (企画室)

3. 企業の地方拠点強化、企業等における地元採用・就労の拡大

<取組方針>

中山間地域の魅力を広く情報発信するとともに、特産品の生産、加工などによる雇用の場の創出に向けた体制づくりを支援し、都会からのひとの移住を促進することにより、中山間地域の活性化を図って、魅力ある地域の創生に取り組む。 【再掲】	農政水産課 林業課
若い世代の就職による転出を抑制するため、雇用の受け皿となる新規企業の誘致などに取り組む。 【再掲】	商工観光課
UIJターンの希望者と正社員を募集する地域企業のマッチングを支援することにより、地域企業の雇用の確保と定住を促進する。	商工観光課
若者（大卒者）の地元定着を促進するため、佐賀大学などの県内大学と連携し、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。 【再掲】	企画室 商工観光課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○中山間地域の特色を活かした雇用を促進するための体制づくりの支援と移住促進 【再掲】	(農政水産課) (林業課)
○起業者への支援や新規企業の誘致に向けた奨励 【再掲】	(商工観光課)
○U I J ターン希望者と新規企業のマッチング支援	(商工観光課)
○県内大学における地域の雇用ニーズに対応した教育プログラム改革の支援 【再掲】	(企画室)
○産学官連携の推進による大卒者の地元定着に向けた仕組みづくりの創出及び支援 【再掲】	(企画室) (商工観光課)

4. 国際交流の推進

<取組方針>

海外との交流を深めることにより、市民の豊かな国際感覚の醸成とグローバル人材の育成を推進する。

企画室
商工観光課
学校教育課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○本市の友好姉妹都市や姉妹校などとの交流推進	(企画室) (商工観光課) (学校教育課)

5. スポーツイベントを通じた交流人口の推進

<取組方針>

全国規模のスポーツイベントを通じて、交流人口を促進するとともに、本市の情報を発信し、地域の賑わいや活性化を図る。

企画室
社会教育課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○さが桜マラソンや神埼市長旗全国選抜中学生剣道大会などの全国規模のスポーツ大会の開催	(企画室) (社会教育課)

<重要業績評価指標（KPI）>

項目	指標名	基準値	KPI
◇移住・定住の推進	◎不動産業者との連携による空き家・空き地情報登録制度の活用促進による登録件数	—	20件/年
	◎空き家改修費助成制度の活用件数	—	10件/年
	◎定住促進住宅取得補助制度の活用件数	—	134件/年
	◎今後も神崎市に住みたいと思う方の割合	83.1% (平成24年度総合計画後期基本計画市民アンケート調査)	平成31年までに90%以上
◇地域資源等を活かした交流人口の拡大	◎首都圏を中心としたプロモーションによる神崎市ホームページ閲覧数の向上率	—	20%UP (直近年間比)
	◎観光案内の充実、国内外へのプロモーションによる、観光資産の情報発信による観光客数	119万人 (平成25年度観光動態調査)	120万人以上/年
◇企業の地方拠点強化	◎UIJ ターン希望者と地域企業のマッチングによるUIJ ターン雇用者数	—	3人/年
◇企業等における地方採用・就労の拡大	◎県内大学との協働による地元定着の向上を図ることによる地元就職率	平成26年度の調査結果を基準	平成31年までに10%UP (平成26年度比)
◇国際交流の推進	◎友好姉妹都市や姉妹校などとの交流による交流人口数	47人 (平成26年度)	375人 (5年間累計)
◇スポーツイベントを通じた交流人口の推進	◎さが桜マラソンや神崎市長旗全国選抜中学生剣道大会などの全国規模のスポーツ大会の開催による交流人口数	9,800人 (平成26年度)	9,800人/年

基本目標3 子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち神埼
 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

1. 若い世代の出会いの場の創出

＜取組方針＞

晩婚化や未婚化の解消を図るため、「結婚したい」と思う人に出会いや交流の場を提供する。	企画室
--	-----

＜具体的な施策＞

具体的な施策	関係課
○婚活支援事業の実施	(企 画 室)

2. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

妊婦・出産に関する安全性の確保や経済的な支援及び不妊への支援に取り組む。	健康増進課
子育てに係る経済的負担の軽減や地域において子どもを安心して育てることができる環境の充実を図る。	健康増進課 福祉課 市民課 学校教育総務課
病児・病後児保育、延長保育、一時預かりなど保育サービスの充実や待機児童の解消を図る。	福祉課
核家族化の進行や女性の職場進出による留守家庭児童の健全な育成を図る。	社会教育課
小・中学校の地域社会に開かれた特色ある学校づくりと特色ある教育活動を推進する。	学校教育課
心身の障がいをもつ児童・生徒の就学の適正化を図る。	学校教育課
不登校やいじめ等の問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応などに適切に対処するため、校内体制や関係機関等との連携の強化に取り組む。	学校教育課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○妊婦健康診査の実施や不妊治療費助成制度の実施	(健康増進課)
○自主育児サークル育成支援事業、乳幼児相談、乳幼児健診等の開催	(健康増進課)
○母子健康手帳の交付、こども健康カレンダーの配布	(健康増進課)
○若い世代からの健診、保健指導、栄養指導の実施	(健康増進課)
○育児用具(ベビーカー、ベビーベッド)の貸与	(福祉課)
○専門員を配置した子育てに関する相談・助言などのワンストップ化の実施	(福祉課)
○子育てサークル等への支援や子育て相互支援の実施	(福祉課)
○母子家庭等の就業・自立の支援	(福祉課)
○家庭児童相談室の設置	(福祉課)
○要保護児童対策地域協議会の設置	(福祉課)
○子ども・子育て会議の開催	(福祉課)
○中学生までの医療費助成制度の実施	(市民課)
○ひとり親家庭等への医療費助成制度の実施	(福祉課)
○私立幼稚園就園奨励費制度の実施	(学校教育総務課)
○要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度の実施	(学校教育総務課)
○高等学校等生徒の通学費助成制度の実施	(学校教育総務課)
○病児・病後児保育、延長保育、一時預かりなどの充実	(福祉課)
○家庭的保育事業者等との連携	(福祉課)
○放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実	(社会教育課)
○学力向上対策事業への支援	(学校教育課)
○学校評議員の設置	(学校教育課)
○いじめ・体罰等対策委員会の設置	(学校教育課)
○心の教育や電話相談、カウンセリングの充実	(学校教育課)
○学校適応指導教室の設置	(学校教育課)
○就学指導委員会の設置	(学校教育課)
○PTAとの連携強化	(学校教育課)

3. 地域に愛着と誇りを育む教育や食育の推進

<取組方針>

地域ならではの教育資源と地域人材を活用した体験活動を通じて、神埼に誇りと愛着を育む教育に取り組む。	学校教育課
次代を担う子どもや青少年の健全育成に向けて取り組む。	学校教育課 社会教育課 健康増進課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○自然、歴史・文化的資産など、ふるさと神埼の魅力に関する資料の授業での活用	(学校教育課)
○「神埼市四か条の誓い」(※)の推進及び実践	(学校教育課)
○青少年育成市民会議の開催	(社会教育課)
○子ども読書活動の推進	(社会教育課)
○学校、保育園等、家庭、地域における食育の推進	(健康増進課) (学校教育課)

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

<取組方針>

仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくりや家庭・地域における男女共同参画の実践を推進する。	市長公室
---	------

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○男女共同参画社会の実現に向けた実践・広報活動	(市長公室)

※神埼市四か条の誓い

神埼市の子どもたちが健全に育てるよう、市全体で規範意識を育て高めるための四か条

「五恩返しをします」

「礼儀を重んじます」

「きまりを守ります」

「すべてのものに思いやりの心で接します」

5. 若い世代の経済的自立や学卒者の地元就業への支援

<取組方針>

U I J ターンの希望者と正社員を募集する地元企業のマッチングを支援することにより、地元企業の正社員の確保を促進する。 【再掲】	商工観光課
若者(大卒者)の地元定着を促進するため、佐賀大学などの県内大学と連携し、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。 【再掲】	企画室 商工観光課
若者の経済的自立を促進するため、国や県内の専門機関や地域と連携した支援に取り組む。 【再掲】	福祉課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○起業者の支援や新規企業の誘致に向けた奨励 【再掲】	(商工観光課)
○U I J ターン希望者と地元企業のマッチング支援 【再掲】	(商工観光課)
○県内大学と地元企業との協働による地域雇用の創出や学卒者の地元定着率の向上推進 【再掲】	(企画室) (商工観光課)
○神崎市生活自立支援センターの設置及び相談支援員による支援	(福祉課)

<重要業績評価指標（KPI）>

項目	指標名	基準値	KPI
◇若い世代の出会いの場の創出	◎婚活支援事業の実施によるマッチング数	—	2件/年
◇妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実	◎妊婦健診の受診率	82.8% (平成26年度)	平成31年までに85%以上
	◎乳幼児健診の受診率	85.3% (平成26年度)	平成31年までに87%以上
	◎神埼市の「子育て支援、児童福祉の充実」に満足している方の割合	36.3% (平成24年度総合計画後期基本計画市民アンケート調査)	平成31年までに50%以上
	◎育児用具の貸与件数	—	5件/年
	◎家庭的保育事業(ファミリーサポートセンター事業)の利用者数	1,021人 (平成26年度)	1,050人/年
	◎放課後児童クラブ希望入所率	99% (平成26年度)	100%
	◎放課後子ども教室延べ参加者数	799人 (平成26年度)	1,000人/年
◇地域に愛着と誇りを育む教育や食育の推進	◎地区子育て懇談会参加者数	3,007人 (平成26年度)	対前年比UP
	◎神埼市に「愛着を感じている」と感じる方の割合	78.6% (平成24年度総合計画後期基本計画市民アンケート調査)	平成31年までに85%以上
◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	◎男女共同参画社会の実現に向けた男性のための料理教室などの活動参加者数	113人 (平成26年度)	135人/年
	◎男女共同参画社会の実現に向けた広報啓発	—	11回/年
◇若い世代の経済的自立や学卒者の地元就業への支援	◎新規企業の誘致による雇用創出数	9人 (平成26年度)	10人/年
	◎県内大学との協働による地元定着の向上を図ることによる地元就職率	平成26年度の調査結果を基準	平成31年までに10%UP (平成26年度比)

基本目標 4 人や地域が絆で繋がるまち神埼

～時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する～

1. 地域公共交通の充実

<取組方針>

人口減少や高齢者の免許保有の増加などにより、地域公共交通の利用者が減少する一方で、車を運転できない人などの増加が今後も見込まれ、移動困難者が利用しやすい、地域の実情（移動の実態等）に合せた身近な移動手段である地域公共交通ネットワークの維持確保をしつつ、佐賀県や県内市町と連携して、見直し（再編）についても検討する。

企 画 室
社会教育課
高齢障がい課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○既存の民間路線バスや神埼市巡回バスの運行支援	(企 画 室)
○佐賀県身近な移動手段確保に関する協議会への参画	(企 画 室)
○脊振町通学バスの運行	(社会教育課) (企 画 室)
○移動が困難な障がい者等への支援	(高齢障がい課) (企 画 室)
○福祉タクシー事業の実施	(高齢障がい課) (企 画 室)

2. 市民協働とふるさとづくりの推進

<取組方針>

<p>櫛田宮の門前町として栄えてきた神埼の長崎街道沿いの賑わいの再生を図るため、市民と行政が協働して、中心市街地の拠点づくりに取り組む。</p>	<p>企画室 商工観光課 建設課</p>
<p>市民と行政の協働体制の確立を進めていくとともに、中間支援組織やCSO（市民社会組織）（※）のネットワークを活用し、より一層の市民活動の活性化を図るとともに、ふるさと神埼に対する誇りと愛着を高める施策を推進する。</p>	<p>企画室 市長公室 歴史文化推進室 社会教育課 商工観光課 学校教育課 政策推進室</p>

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○中心街地の拠点整備の推進	(企画室) (商工観光課) (建設課)
○コミュニティ施設の整備・充実	(企画室)
○まちづくり市民活動の推進及び支援	(企画室)
○中間支援組織やCSOとの連携強化	(企画室)
○ぶんぶんテレビの地域コミュニティチャンネルを活用した地域情報の提供	(企画室)
○県民ファンド等のCSOへの助成に対する情報の提供	(企画室)
○市民参画システム（パブリックコメント等）の推進	(企画室)
○情報公開の推進	(市長公室)
○神埼市ホームページの充実	(市長公室)
○歴史まちづくり登録制度の活用推進	(歴史文化推進室)
○神埼塾講座など、神埼の特性を活かした日本の歴史が学べるまちづくりの推進	(歴史文化推進室)
○伊東玄朴、下村湖人、吉田絃二郎など、神埼の偉人の顕彰	(歴史文化推進室) (社会教育課)
○子どもクラブ連絡協議会の活動への支援	(社会教育課)
○歴史的資源などの映像化と、それを活用したプロモーションの実施	(歴史文化推進室) (企画室)
○自然、歴史・文化的資産など、ふるさと神埼の魅力に関する資料の授業での活用 【再掲】	(学校教育課)
○県内大学と連携した地域志向教育の実践	(企画室)
○日本ハンドボール1部リーグに所属する地元実業団チームであるレッドトルネードへの支援	(商工観光課)
○ふるさと納税の推進	(政策推進室)

※CSO(市民社会組織)

NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、CSOと呼ぶ

3. 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

<取組方針>

空き家や空き地の有効活用などにより、市内への定住を促進し、地域の活性化を図るための施策に取り組む。【再掲】	企画室
公共施設のストックマネジメント強化に取り組む。	企画室

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○不動産業者との連携による空き家・空き地情報登録制度（空き家・空き地バンク制度）の活用促進と定住・移住の奨励 【再掲】	（企画室）
○インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進	（企画室）

4. 県内大学等の知的財産や人材を活用した地域活性化の推進

<取組方針>

地域の地（知）の拠点である西九州大学や佐賀大学などの県内大学と県や県内市町の連携協定により、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む。	企画室
--	-----

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○地域のニーズと県内大学のシーズ（教育・研究・社会貢献）のマッチングによる地域課題の解決及び地域活性化の推進	（企画室）

5. 一人ひとりが健康づくりの担い手となる取組みの推進

<取組方針>

一人ひとりが自分の健康のことを考え、取り組むことで、一日でも長く健康で自立した生活を送ることができるよう、各種健診や健康教育・健康相談等の健康増進事業の充実を図る。	健康増進課
西九州大学との食育に関する連携・協力協定書に基づき、地域の各種関係団体とも連携しながら、食育の推進を図る。	健康増進課
健康づくりの担い手として食生活改善推進協議会と連携し、正しい食生活の定着を目指して、地域に密着した行動を行う。	健康増進課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○早世の原因となるがん等の生活習慣病の発症予防・重症化予防を目的とした各種健診事業の実施	(健康増進課)
○生活習慣病の発症予防・重症化予防を目的とした保健指導・栄養指導の実施	(健康増進課)
○正しい食生活や運動習慣を身につけられるような健康教育・健康相談の実施	(健康増進課)
○地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員の養成	(健康増進課)
○地区活動の活性化と知識の向上のために食生活改善推進員を対象とした学習会の実施	(健康増進課)
○各地区での健康に関する講話や食生活改善推進員による食事の提供	(健康増進課)
○西九州大学や各種関係団体と連携した食育教室の実施	(健康増進課)

6. 高齢者等が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

<取組方針>

高齢者等を地域で支える安心・安全なまちづくりを推進する。

高齢者障がい課
福祉課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○緊急通報サービスの体制整備	(高齢障がい課)
○要支援システムの構築	(福祉課)
○心配ごと相談の開催	(高齢障がい課)
○養護老人ホームへの入所措置	(高齢障がい課)
○短期宿泊(ショートステイ)の実施	(高齢障がい課)
○軽度生活援助(ホームヘルパー派遣)の実施	(高齢障がい課)
○ひとり暮らし高齢者等への日常生活用具の支給	(高齢障がい課)
○はり・灸・マッサージ等の施術助成	(高齢障がい課)
○地域自立生活支援(配食サービス)の実施	(高齢障がい課)
○在宅寝たきり高齢者等に対する介護者手当の支給	(高齢障がい課)
○家族介護継続(紙おむつ支給)の支援	(高齢障がい課)
○肥前精神医療センターとの連携による「ものわすれ相談室」の開催	(高齢障がい課)
○認知症サポーター養成講座の開催	(高齢障がい課)
○認知症予防教室の開催	(高齢障がい課)
○成年後見制度利用の支援	(高齢障がい課)
○一人暮らし高齢者の見守りなど、地域包括ケアシステムの構築	(高齢障がい課)
○総合相談・権利擁護相談に関する支援	(高齢障がい課)
○地域包括支援センターを核とした包括的・継続的マネジメントの実施	(高齢障がい課)
○介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成及び事業者等との連絡調整	(高齢障がい課)
○高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	(高齢障がい課)
○生きがい活動支援通所事業の実施	(高齢障がい課)

7. 高齢者が活躍できるまちづくりの推進

<取組方針>

高齢者の健康づくり、地域活動などを推進し、豊かな経験や知識を地域社会の中で発揮できるような社会づくりに取り組む。

高齢者障がい課
社会教育課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○老人クラブ活動の支援	(高齢障がい課)
○いきいき大学など、生涯学習事業の開催	(社会教育課)
○地区敬老会の支援	(高齢障がい課)
○長寿祝金の支給	(高齢障がい課)

8. 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

<取組方針>

地域消防の担い手である消防団の団員確保に佐賀県など関係機関と連携・協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活性化の取組みを支援するなど、地域ぐるみによる消防・防災体制の充実を図る。

防災危機管理課

<具体的な施策>

具体的な施策	関係課
○消防団への理解促進のためのPR活動の実施	(防災危機管理課)
○消防団員確保対策の実施	(防災危機管理課)
○消防団の充実	(防災危機管理課)
○自主防災組織の結成及び活性化のための支援	(防災危機管理課)
○防災訓練の実施による防災意識の啓発	(防災危機管理課)
○防災情報伝達手段や災害時等の行動の周知	(防災危機管理課)
○消防・防災施設等の整備	(防災危機管理課)
○防災行政無線やケーブルテレビ等を活用した情報の提供	(防災危機管理課)
○広域的な消防・救急体制の連携・充実	(防災危機管理課)

<重要業績評価指標（KPI）>

項目	指標名	基準値	KPI
◇地域公共交通の充実	◎既存の公共交通機関の確保維持率	民間路線バス 神崎市巡回バス 脊振通学バス (平成26年度)	100%
◇市民協働とふるさとづくりの推進	◎まちづくり市民活動の推進による支援団体数	14団体 (平成26年度)	20団体/年
	◎神崎市の歴史・文化資源などを活かしたふるさとづくりによる交流人口(観光客数)	10万人 (平成24年)	12万人/年
	◎地域活動に参加している(総合計画後期計画市民アンケート「全体的」「内容によって」「頼まれたら参加する」と回答した割合)	75.8% (平成26年度)	平成31年までに 80%以上
◇人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	◎不動産業者との連携による空き家・空き地情報登録制度の活用促進による登録件数と空き家改修費助成制度の活用件数	—	20件/年 10件/年
◇県内大学等の知的財産や人材を活用した地域活性化の推進	◎県内大学との協働による地元定着の向上を図ることによる地元就職率	平成26年度の調査結果を基準	平成31年までに 10%UP (平成26年度比)
◇一人ひとりが健康づくりの担い手となる取組みの推進	◎1年以内に健診・人間ドックを受けた者の割合	71.8% (平成25年度)	平成31年までに 15%UP
◇高齢者等が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	◎認知症サポーター養成数	1,319人 (平成26年度)	3,200人
	◎生きがい活動支援通所事業の利用登録者数	306人 (平成26年度)	平成31年度までに 330人
◇高齢者が活躍できるまちづくりの推進	◎老人クラブ活動の支援クラブ数	81クラブ (平成26年度)	84クラブ
◇住民が地域防災の担い手となる環境の確保	◎消防団充実のための消防団員の確保数	985人 (平成26年度)	最低970人
	◎自主防災組織の結成・活性化による自主防災組織数	105組織 (平成26年度)	平成31年度までに 115組織